

五泉市「マイ消防団パスポート事業」実施要綱

平成28年4月1日

消防本部第 1 号

(目的)

第1条 この要綱は、五泉市消防団員を対象として、マイ消防団パスポート事業に協賛する店舗その他の企業・団体（以下「協賛店舗等」という。）の割引サービスその他の便宜の供与を受けることができるマイ消防団パスポート事業を展開することにより、優遇措置を講じ、消防団員の確保・増員を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 マイ消防団パスポートの交付を受けることができる者は、五泉市消防団の在職者とする。

(マイ消防団パスポートの交付)

第3条 マイ消防団パスポートは前条に規定する対象者1名につき1枚を交付するものとする。

2 マイ消防団パスポートは、五泉市消防団の運営に関する規程（平成18年1月1日訓令第15号）第12条に定める消防団員証をもってこれにあてて。

(利用の範囲)

第4条 マイ消防団パスポートを利用することができる者は、前条の規定により、マイ消防団パスポートの交付を受けた者とする。

(マイ消防団パスポートの有効期間)

第5条 マイ消防団パスポートの有効期間は、消防団を退職する日までとする。

(マイ消防団パスポートの返却)

第6条 マイ消防団パスポートの交付を受けた者は、第2条に規定する要件を具備しなくなったときは、速やかにマイ消防団パスポートを返却しなければならない。

(便宜の供与)

第7条 マイ消防団パスポート利用者は、協賛店舗等の割引サービスその他の便宜の供与を受けようとするときは、当該協賛店舗等にマイ消防団パスポートを提示しなければならない。

(協賛の申請)

第8条 本事業に協賛しようとする店舗その他の企業・団体等は、マイ消防団パスポート協賛店登録届(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、消防団活動に支障がない事を確認し、協賛を許可したときは、協賛店を示すステッカー等を交付するものとする。

(協賛の変更)

第9条 協賛店舗等は、協賛申請書の内容を変更しようとするときは、マイ消防団パスポート協賛店変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(協賛の中止)

第10条 協賛店舗等は、事業への協賛を中止しようとするときは、マイ消防団パスポート協賛店中止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(協賛の範囲)

第11条 協賛店舗等が提供する割引サービスその他の便宜の供与については、事前に登録されたサービス内容の範囲とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

マイ消防団パスポート協賛店登録届

年 月 日

五泉市長 様

住 所 （ 所 在 地 ）

事業者名（店名）

氏名（代表者氏名） 印

次のとおり、マイ消防団パスポートの協賛店として登録したいので、届け出ます。

店 舗 等 の 名 称 ※	
所 在 地 ※	
電 話 番 号 ※	
F A X 番 号	
ホームページアドレス	
メ ー ル ア ド レ ス	
主 な 業 務 内 容 ※	
営 業 時 間 ※	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分からまで
定 休 日 ※	
提供できるサービス内容 ※	

備考

- 1 ※欄については必ずご記入願います。
- 2 記載された内容は、パスポート利用者に情報提供し、市のホームページにも掲載します。

マイ消防団パスポート協賛店変更届

年 月 日

五泉市長 様

住 所 （ 所 在 地 ）

事業者名（店名）

氏名（代表者氏名） 印

マイ消防団パスポート協賛店登録届に記載した事項に変更があるので、届け出ます。

店 舗 等 の 名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
ホームページアドレス	
メ ー ル ア ド レ ス	
主 な 業 務 内 容	
営 業 時 間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分からまで
定 休 日	
提供できるサービス内容	

（注） 変更があった事項のみご記入ください。

マイ消防団パスポート協賛店中止届

年 月 日

五泉市長 様

住 所 （ 所 在 地 ）

事 業 者 名 （ 店 名 ）

氏 名 （ 代 表 者 氏 名 ） 印

マイ消防団パスポート協賛店を中止したいので、届け出ます。

店 舗 等 の 名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
備 考	